中・小規模事業者向けキャリアパス要件Ⅰ（例）　　　　　　※キャリアパス要件Ⅲの例ではありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職位 | 職責・職務内容※職位独自の業務内容・役割・責務 | 任用要件※どうすればその職位になれるのか | 賃金体系 |
| 介護主任 | ・サービス提供の統括・各班長の指導・管理者のサポート・緊急時の対応・対応困難事例のサービス提供・サービス提供記録のとりまとめ、管理者への報告・レクリエーションの管理（通所介護） | ・勤続年数７年目以上・介護福祉士・法人独自の主任試験合格者 | ・基本給３０万円～・俸給６級・主任手当５万円 |
| 班長 | ・利用者への質の高い適切なサービスの提供・一般職員の指導・サポート・一般職員作成のサービス提供記録のとりまとめ、主任への報告・主に中重度者へのサービス提供・レクリエーションの企画・発案・進行（通所介護） | ・勤続年数３年目以上又は経験年数５年以上・実務者研修修了者・人事評価Ａ判定以上・勤務時間数週２０時間以上（訪問介護） | ・基本給２５万円～２８万円・俸給４級～５級・班長手当２万円・時給（非常勤職員）１,７００円（訪問介護） |
| 一般職員 | ・班長の指導の下、利用者への適切なサービスの提供・サービス提供記録の作成、報告・レクリエーションの発案・進行補助（通所介護） | ・経験年数1年目以上・介護職員初任者研修修了者（訪問介護） | ・基本給２０万円～２３万円・俸給１級～３級・時給（非常勤職員）１,３００円（訪問介護） |

※キャリアパス要件Ⅰは就業規則等（給与規程、内規）の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知しなければなりません。なお賃金体系では給与規程にない項目を記載することはできません。

※職位の名称は法人独自のもので構いません。

（例：介護長、チーフ、上級ヘルパー、副主任、フロア（チーム）リーダー、エキスパート職員、中級ヘルパー、実務者、初任者、介護職見習い、初級職員等）

※例では３段階ですが事業所の実態に応じて階級を設定してください。新規事業者につきましても、該当職員の有無に関わらず職位を複数設けてください。

※非常勤職員が多数割合を占める事業者においては、非常勤職員も対象にした職位を設定することが望ましいと考えます。（常勤職員と非常勤職員のキャリアパス表を分けることも可。）

※任用要件（年数・資格・試験・評価・介護技術等）や賃金体系（基本給・手当）では複数の項目を組み合わせて設定することも可能です。ただし、賃金体系には一時金（賞与を含む）を設定することはできません。